

三田市こども計画(案)に対する市民意見募集結果と 意見に対する市の考え方について

三田市こども計画（案）に対して実施した市民意見募集（パブリックコメント）の結果と市の考え方について公表します。

記

(1) 募集期間

令和6年12月6日(月)から令和7年1月6日(月)まで (32日間)

(2) 募集周知

広報誌令和6年12月号及びホームページへ掲載

(3) 閲覧方法

- ① 三田市公式ホームページでの閲覧
- ② 公共施設等での閲覧 (11カ所)

(4) 意見の提出方法

- ① 電子申請フォーム (LoGo フォーム) からの提出
- ② 意見書 (任意様式) による提出 (電子メール、郵送、ファクス、持参)

(5) 意見件数 (8名)

- ・ 三田市こども計画 (案) を一部修正するもの . . . 16件
- ・ 計画推進の参考とするもの . . . 24件
- 合計 . . . 40件

三田市こども計画(案)に対する市民意見の募集結果と意見に対する市の考え方

【こども計画（案）】ご意見を参考に記述を一部修正します。

No	ページ	項目	意見の概要	修正ページ	市の考え方
1	P35 P49 P59 P73	(2) 安全・安心な居場所づくりの推進 (2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援 (3) 居場所づくり・学習・進学への支援	<p>・部活動における体験活動は生徒にとって大切であり、部活動が地域クラブ活動に変わったことにより、これからの三田の生徒たちに体験的な格差が生まれないようにすべきである。No.57「地域で居場所づくりに取り組む団体への支援」の項目に、中学生の居場所づくりとして地域クラブとの連携・協働が必要だと考えるため、取り組み内容の中に、「地域クラブの活動団体」も明記するか、新たに「地域クラブ」の項目を記載し、重点施策3を充実させるべきである。</p> <p>・地域クラブが、子どもたちの受け皿として取り組みを進めることは、居場所づくりに大いに貢献すると考える。</p> <p>(※他、同様の意見7件)</p>	P60	<p>地域クラブ活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。</p> <p>また、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発展段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整えることとしております。</p> <p>従って、重点施策3、基本目標Ⅱの1「(2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援」に追記します。</p>

2	<p>P55 (2) 就労・自立に向けた支援</p> <p>P65 (2) 障害のある子どもへの支援</p>	<p>障害のある子どもが学校を卒業した後の支援や、就労先や受け入れ先を確保する事業が必要であるとする。</p> <p>(※他、同様の意見5件)</p>		P65	<p>障害のある子ども・若者が希望する地域生活や社会参画を実現するためには、働く場の確保が重要であると考えています。一般企業などへの就職や福祉的就労のほか、本人の適性に応じた多様な就労等の機会確保を進めるため、P65 (2) 障害のある子どもへの支援の「方向性」に、関連計画である三田市障害者福祉基本計画により取り組みを進める旨を記載します。</p>
3	P69	<p>(4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援</p>	<p>No.126「国際交流プラザ」について。外国人市民の生活を支援すると同時に、三田で暮らす外国の方同士が繋がる機会も必要だと考える。異国の地での生活は孤立感を感じることもあると思うので、市として繋がりを持てる場を提供をしていくべきである。</p> <p>(※他、同様の意見1件)</p>	P69	<p>市全体で、外国にルーツのある子どもをはじめ外国人市民相互のつながりづくりを積極的に促進するため、「方向性」を修正し、学校園所・関係機関と連携しながら施策横断的に推進します。</p> <p>外国にルーツがある子ども・若者や家庭が、地域で孤立したり、不利益を被ったりすることがないように、学校園所や三田市国際交流協会等と連携し、母語による学習支援や心のケア、日本語学習支援、円滑に子育てサービスを受けるためのサポートなど必要な支援を進めるとともに、相互のつながりづくりを促進します。</p>

【こども計画（案）】こども計画の推進の参考とさせていただきます。

No	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
4	P1~4	計画の位置づけについて	<ul style="list-style-type: none"> ・現在国では、縦割りの制度運営ではなく、全世代型の施策へと明確な方向を記し、市町行政にもその通達が行っているところ、なぜ三田市では、子ども施策を単独型での計画として位置付けているのか。 ・地域共生社会の実現に向けて、分野横断や多様な主体の協働による推進が急務として、包括的支援体制や重層的支援体制整備事業が打ち出されているが、それによる関係が記載されていない。 ・各市町における計画は、地域福祉計画を上位計画とし、それをもとに関連福祉等の計画がある。厚労省記載では、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、そのほかの福祉の各分野における共通的な事項」として上位計画に地域福祉計画を位置づけ、明記するとなっている。 ・三田市の他の計画では、総合計画→地域福祉計画→その下に関連計画の体系図があるのに対し、こども計画では、地域福祉計画が関連計画とされている。そうせざるを得ない特段の理由があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この計画は、こども基本法に基づく計画であり、若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長支援を目指すものです。複合的な課題を抱える家庭が増える中、ご意見の包括的支援体制や重層的支援体制整備による支援は大変重要な取り組みであると考えております。この計画ではP70の基本目標Ⅱの3「生活困窮を抱える家庭子ども・若者が等しく成長できるよう支援します」において、三田市地域福祉計画に基づき包括的な支援体制の構築に向けて重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、分野を超えた多機関協働による相談支援体制を強化する旨を記載しております。ご理解くださいますようお願いいたします。 ・ご指摘のとおり、社会福祉法上、地域福祉計画は高齢者、障害者、児童の福祉その他福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられていると認識しているところで、しかしながら、今回策定する「こども計画」は、児童の福祉に係る施策を包含しながらも、子どもの人権、少子化対策支援、保健、教育、雇用等多岐にわたる分野を盛り込んだ、こども基本法に基づく子どもに関する包括的な計画であることから、全体としては地域福祉計画も関連計画のひとつとして位置付けております。ご理解くださいますようお願いいたします。

5	P50	(3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応	<p>No.58「教育相談の充実」について、スクールカウンセラーの人数を増やしていただきたい。不登校の児童・生徒は増加傾向にあると感じており、不登校の子どもも親も悩みを自分だけで抱えてしまいがちなので、校内や校外でも気軽に相談できる相談体制の充実を図っていただきたい。</p> <p>(※他、同様の意見1件)</p>	<p>スクールカウンセラーの相談件数については、年々増加し、カウンセリングの枠がいっぱいになることについては把握しています。スクールカウンセラーの配置については、県費、市費とあり、県への働きかけなどを行っていきます。</p> <p>また、児童生徒の不登校の要因については、多様であり、複合的でもあります。保護者の方から、どこに相談したらいいのか分からないという声も聞いています。市としては、不登校児童生徒、その保護者にむけた不登校相談会を実施するなどして、様々な機関につながる機会を設けています。</p>
---	-----	-----------------------	--	--

6	P50	(3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応	<p>・ No.59「不登校対策の充実」について、教職員は、授業や教科の準備等があるため、常時、校内サポートルームで指導することは難しい。現時点で不登校生がいなくても、いつ心身の不調で不登校になるか予測できないため、全校に、校内サポートルームに常駐できる人を配置すべきである。</p> <p>・ 利用者がいない時には、学校サポートスタッフであったり、授業も行えるようなスーパーアシスタントのような位置づけの人材を配置すべきである。</p> <p>(他、同様の意見4件)</p>	<p>三田市では、子どものサポーターを全中学校、小学校に5校配置しており、子どものサポーターの配置により、子どもたちが安心して学校に通うことができているという効果を、各校より伺っています。市教委として必要な支援であると考えておりますので、本意見を参考に、今後も配置拡大を検討してまいります。</p> <p>また、スーパーアシスタントについては、今後の施策の参考といたします。</p>
7	P51	(3) 不登校、いじめ、問題行動等への対応	<p>No.62「環境浄化事業」について、有害図書類に対する取り組みが記載されている。今はスマホやパソコンから有害な情報を得ていることがほとんどであり、この項目は本当に計画に明記すべきものであるのか。</p> <p>現代には、ネットなどのメディアリテラシーの向上や、有害な情報に対してどのように行動すべきかを伝える取り組みが求められているように感じる。</p> <p>(※他、同様の意見1件)</p>	<p>メディアリテラシーの向上は現代社会における必須の命題であり、メディアの種類や情報の有害性を問わず行われなければなりません。本計画においては、No.60「青少年健全育成事業」の項目において「ネットトラブルから青少年を守る啓発等の取り組み」として触れていますが、具体的には補導員等の研修における学習や児童・生徒へのインターネット利用に関する標語「あひるのおやこ」の普及などの取り組みを進めているところです。</p> <p>一方で白ポストについては、令和5年度実績で723点の有害図書を回収しており、環境浄化における有効な手段となっています。また、店舗等への立入調査についても成人対象の図書類の取り扱いの現状を把握する上でも必要な作業であり、今後も継続して実施していきます。</p>

8	P52	(4) 将来のための知識に関する教育や啓発の推進	<p>No.65「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」」について。地域コーディネーターは、学校と地域の事業所との架け橋となるため、取り組み内容に「地域コーディネーターの活用」も盛り込むべきである。</p> <p>(※他、同様の意見2件)</p>	<p>市では地域全体で子どもたちの成長や学校を支援することを目的に「学校支援ボランティア事業」を実施しており、学校と支援ボランティアの懸け橋となる地域コーディネーターを地域に配置しています。同事業における地域コーディネーターとは、「ボランティアの協力が欲しい」という学校のニーズをボランティアへ伝え、ボランティアの意思や提案や人材の情報を学校へお知らせする学校と地域住民との調整を行うものであり、学校と事業者との調整の役割は担っていません。ご理解のほどよろしく申し上げます。</p>
9	P61	(3) 子ども・若者の意見表明や参画機会の充実	<p>中学生の51.7%が「意見の実現に向けて一緒に取り組む機会に参画したい」と思っているにも関わらず、中学生の意見を反映させる事業がない。中学生にも、意見反映の場を設けるべきである。</p> <p>(※他、同様の意見2件)</p>	<p>子ども・若者の意見表明の機会は、子どもの権利理解及び地域の一員としての主体性やまちへの愛着を育み、将来のUターンに繋がる等の効果も見込まれるものであり、大変重要であると考えております。ご指摘のとおり、現行は、高校生・大学生以上を対象とした事業はあるものの、中学生を対象にした事業はありません。子ども・若者の意見表明と参画機会の充実について、事業の増加を目標としており、いただいたご意見も踏まえながら、取り組みを進めてまいります。</p>

10	P69	(4) 外国にルーツのある子ども・若者への支援	<p>No.124「外国人児童生徒等への支援」について、子ども多文化共生サポーターや外国人語学指導員の配置は、現状の日数では足りないのではないか。日本語の習得は非常に難しく、特に小・中学校から日本で学ぶ児童・生徒には、今よりも充実した学習支援・日本語習得の支援や、三田市独自で「外国人語学指導員」の養成・配置をしていくべきだと考える。</p> <p>「県の「子ども多文化共生サポーター」や市の「外国人語学指導員」の配置により」という文言を、「配置拡充により」とし、今以上にサポート体制を拡充させる取り組みを進めるべきであると考え。</p> <p>(※他、同様の意見2件)</p>	<p>外国人等児童生徒については、今後増加が見込まれます。市としても「三田市外国人児童生徒等教育基本方針」の改定を行いました。今後も新渡日の外国人児童生徒等教育の推進について、基本方針に基づき推進してまいります。</p>
11	P74	(1) 親育ちへの支援強化	<p>No.136「家庭教育充実事業」について、共働きや日々の忙しさのために、家庭教育学級に参加することができない方も多。オンラインで受講できたり、オンデマンド型で都合の良い時間に視聴できる家庭教育講座が求められているように感じる。家庭教育力の向上のためにも積極的な運営や発信が必要だと考える。</p> <p>(※他、同様の意見1件)</p>	<p>家庭教育学級の運営主体は、児童の保護者が中心となっており、家庭教育学級の開催手法についての判断もそれに委ねられることとなります。講座の受講方法のオンライン化については、市も必要と考えますので、その手法なども地域で検討できるよう周知支援していきます。</p>

12	P38以降	<p>取り組み内容に関して</p>	<p>子どもを中心としながら、子どもを育てていく環境でない計画になっている。</p> <p>①小1の壁に対する対応策がない、病児保育が利用しづらい→正規労働できない・働けない親の増加による税収減、ライフプランを考えた転居増加→雇用確保が難しくなり、企業にとっても魅力がない市となる。</p> <p>②外国にルーツのある子ども・親に対する教育（授業の個別フォローや通訳）・養育支援（公的窓口だけにかぎらない通訳支援 例：病院・銀行）</p> <p>③未成年（18歳）期間中の一定傷病における医療の無償化（せめて、特定疾病においては無償化にするべきではないか。虐待発見にもつながる）</p> <p>④乳幼児支援（隔月の保健師訪問&訪問面談を条件としたチケット支援 例：ミルク・おむつ券・離乳食購入券・幼稚園などでは上履き購入・手提げバック購入券など）</p> <p>→産後鬱・虐待の早期発見や、行政とのつながり（相談のハードルをさげる）</p> <p>⑤産前産後休暇・子の看護休暇促進のための企業支援（例：ベビーシッター助成・無認可保育利用助成・代替え要因確保助成・在宅勤務促進助成など）</p> <p>一側面だけを見てサービスを提供するのではなく、自活し、三田市に根付く暮らしをしてもらえるようにするための支援・仕組みが必要ではないか。</p>	<p>この計画は、こども基本法の趣旨を踏まえ、子ども・若者の権利を尊重し、全ての子ども・若者の幸せや健やかな成長を応援するとともに、これから子育てをする人や子育て家庭が、安心して子どもを生き育てることができるまちづくりの推進を目指しております。ご提案のとおり、子育て家庭・子ども・若者が三田市に住み続けてもらえるようにするための支援・仕組みは大変重要であると考えています。ご意見を参考とさせていただきながら総合的な子ども・子育て支援の取り組みを一層進めてまいります。</p>
----	-------	-------------------	---	---

13	全体	<p>本計画において、緻密なデータの集積・分析がなされている点と、量の見込みによる計画や、成果指標が明記されており「現実的に実施が想定されている具体的な計画」である点は、非常に評価できる。</p> <p>一方、P97「新規事業(14)」の「児童育成支援拠点事業」において、部活動の地域クラブへの移行について触れられていないため、三田市としての部活動への対応を記載すべきである。</p>	<p>・ P97「新規事業(14)」の「児童育成支援拠点事業」は、子ども・子育て支援法に基づく法定事業であり、養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に対する虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業であるため、部活動の地域クラブ活動移行を目的としたものではありません。ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>・ 地域クラブ活動は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。</p> <p>また、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発展段階やニーズに応じた多様な活動ができるよう環境を整えることとしております。</p> <p>従って、重点施策3、基本目標Ⅱの1「(2) 子ども・若者の発達に応じた多様な体験活動や学びの場の充実と活躍の支援」に追記します。</p>
----	----	--	---

14	全体	若者対象のアンケートに回答したため、大変関心をもって見ることができた。素晴らしい「三田市こども計画」だと思う。是非、子どもたちや若者・子育て世代、市民に分かりやすく伝えていただきたい。	市民の皆様にとって分かりやすくお伝えできるよう、計画の概要版や、周知の方法等について検討いたします。
----	----	--	--